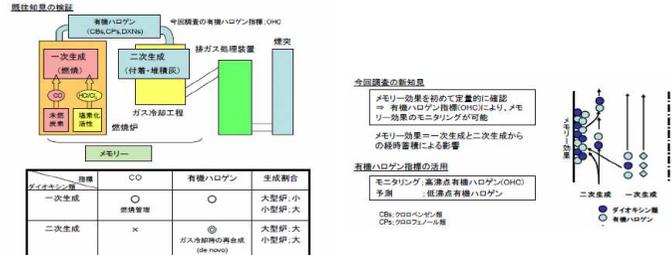


穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価準備書に対する住民意見と事業者の見解

意見書の受付件数： 3件（3名）

意見の件数： 18件（このうち1件は項目にまたがるため、4件に分割し見解を作成）

No.	準備書での該当箇所			意見の内容	事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第1節 大気質	-	<p>準備書に記載されている大気環境要素3「その他、必要な項目」の「その他の有害物質等」には、「近年問題となっている有害物質については、法規制物質だけでなく科学的知見に基づき広く対象とする必要がある」となっている。その対象となる有害物質として、近年問題となっている化学物質過敏症など人の健康（特に乳幼児への影響）や、自然環境等への影響が認められる有機化合物の中で、有害性が高いとされる塩素系・臭素系などの「有機ハロゲン化合物」のモニタリングを実施すべきと考える。この有害物質は、ダイオキシン類だけでなくベンゼン類やフェノール類の他に、スチレン・ナフタリン・ベンゾフラン・エーテルのポリ塩化物など、様々な前駆体や環境ホルモンを含めた有害物質の集合体として、廃棄物焼却施設等から多量に排出されている。*排出濃度はダイオキシン類の数万倍：科学的知見は別添のNEDO調査報告書参照（これまで指標とされてきたCOと違い、ダイオキシン類との相関性が高いことにも注目）また、この有害物質は「事業により発生する物質でダイオキシン類のように非意図的に生成される物質であること」という県の指針にも合致しており、アセスの調査項目に追加すべきと考える。なお、この有害物質は、発生源の煙突出口か入口で連続測定することが最も有効であり、事後調査の「管理等が不適切な時に有害物質の排出が懸念される場合」などの項目にも該当する。（技術導入事例：藤沢市、大阪市、豊中市、武蔵野市、鳴門市、トヨタ自動車他）</p> <p>〈有機ハロゲン関連情報〉近年、化学物質など環境中の有害物質が胎児および子どもの成長・発達にもたらす影響について、大きな関心を集めていることから、環境省は2010年度から「子どもの健康と環境に関する全国調査」（エコチル調査）を開始した。環境省の計画する疫学調査は、「胎児期から小児期にかけての化学物質暴露をはじめとする環境因子が、妊娠・生殖、先天奇形、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分泌系等に影響を与えているのではないか」という実態の解明で、化学物質の暴露調査には、母乳、血液（母親）、膀胱血などの試料中の有機ハロゲン化学物質の測定が行われることになっている。調査は出生コホート研究（追跡13年、解析5年）。</p>	<p>・今回の環境影響評価の大気質調査項目は、焼却施設からの発生及び、工事中における発生の要素として、大気の汚染に係る基準等に基づき選定をいたしました。有機ハロゲン化合物については、法令、基準値等が確立されておられませんので、モニタリングを実施する予定はありません。法改正及び指針等が出され必要となった場合、実施に向けて対応していきます。</p>

2	第4章	第1節 大気質	—	<p>この地域は、豊かな自然を売りにして観光や移住を推進している地域である。これらの自然をできるだけ多く残すために、このような有害物質を常時連続監視して積極的に見える化し、環境保全に対して安全・安心を与える姿勢をPRすることはできないか。また、この地域だけでなく、信州・県全体で取り組むべき対応だと考える。</p> <p>(参考資料)</p> <p>NEDO「ダイオキシン類の化学的簡易モニタリングに関する調査(H19.3)」から調査結果を抜粋</p> <p>これまで、焼却施設の運転管理において、CO濃度は燃焼管理とダイオキシン類の一次生成管理に一定の役割を果たしてきたが充分ではない。一方、有機ハロゲンは、設備の劣化や汚れ等によるダイオキシン類のメモリー効果や二次生成(denovo合成)をモニタリングできることが明らかとなった。このモニタリング法については、以下の目的と適用が考えられる。</p> <p>(1)目的：ごみ焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度の管理を支援する。</p> <p>(2)適用：①運転支援:煙突出ログスのモニタリングの他に、排ガス処理プロセス(集塵機、洗浄、脱硝など)の中間モニタリングによるダイオキシン類の濃度変動原因究明、分析感度の向上による短期管理(運転制御)への適用。</p> <p>②設備管理:ダイオキシン類除去装置を含めた設備能力および設備劣化の管理。</p> <p>③コミュニケーションツール:地域住民の安心と環境の理解。</p> <p>④作業環境管理:作業環境モニタリング指標への可能性。</p>  <table border="1" data-bbox="649 766 963 861"> <thead> <tr> <th>ダイオキシン類</th> <th>CO</th> <th>有機ハロゲン</th> <th>生成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次生成</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>大型炉:小 小型炉:大</td> </tr> <tr> <td>二次生成</td> <td>×</td> <td>◎ ガス冷却時の再合成 (de novo)</td> <td>大型炉:大 小型炉:大</td> </tr> </tbody> </table>	ダイオキシン類	CO	有機ハロゲン	生成割合	一次生成	○	○	大型炉:小 小型炉:大	二次生成	×	◎ ガス冷却時の再合成 (de novo)	大型炉:大 小型炉:大	<p>・大気質に係る排ガス濃度等については、自動連続測定装置を設置し、見学者ホールにおいて見学者説明用に、ごみ処理量、ごみ搬入量及び公害監視データ等について表示をしていく計画としております。有機ハロゲン化合物については、法令、基準値等が確立されておりませんので、モニタリングを実施する予定はありません。また、法改正及び指針等が出され必要となった場合、実施に向けて対応していきます。</p>
ダイオキシン類	CO	有機ハロゲン	生成割合														
一次生成	○	○	大型炉:小 小型炉:大														
二次生成	×	◎ ガス冷却時の再合成 (de novo)	大型炉:大 小型炉:大														
3	第4章	第1節 大気質	—	<p>実際の運用段階では、法定4種の汚染物質に対しては連続測定しているが、ダイオキシン類については年に2回しか測定していないですし、有機ハロゲン物質については監視対象にすらなっていないのが現状です。実際に現在運転中の炉に対しても、ダイオキシンの数値がオーバーしたことはないかと断言されていましたが、年に2回しか計っていないのに、なぜ1目もオーバーしたことがないかと断言できるのでしょうか。そこが甚だ疑問です。年に2日以外の363日の数値も安全だという主張は予想でしかなく、本来は連続で監視することによってのみ、その発言の信憑性が確保されると思います。ダイオキシン類に関しては、その前駆体を連続測定することによって発生予測が可能となっているモニタリング装置があります。それらの設備などを導入し、安心を担保していただきたいと思います。「モニタリングの必要はない。はかるのではなく出さない施設を作る」ということでやっているとのことですが、どんな施設であっても完璧なものなどありません。どんな機械やプラントでも不具合はおきますし、昨今の自動車業界の例を見れば、安全なものを作ってくださいと言ったから安全・安心が得られるというのは、既に崩壊した神話にすぎません。いくら厳しい基準の設備といっても、それを運用している段階でトラブルなどが発生しないとも限りません。大気質の有害物質は燃焼状態によっても発生する量が変わってくるので、年に1回や2回計測しただけでは、燃焼状態で変動する数値を捉えきれないと思います。トラブルをいち早く察知し対処するためにも、モニタリングなどの具体的な対策を用意してほしいと思います。</p>	<p>・大気質に係る、排ガス濃度等については、廃棄物処理法及び大気汚染防止法等関連法規を遵守していきます。</p> <p>・排ガス処理設備等については、設計最大排ガス量を十分に見込んだ設計とするため、排ガス量等が変動しても、安定して排ガス基準値を満足できる計画としております。施設の運営管理についても、排ガス処理設備等の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行う等、環境管理に関する要件等を定めており事業者が責任をもって実施する計画としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>・詳細は要求水準書に定めており、組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。</p>												

4	第4章	第1節 大気質	—	<p>今回の準備書には載っていませんが、「有機ハロゲン」についても追加で調査を実施していただきたいと思います。国の定めた有害物質だけ測ってればそれで法律には抵触しないという消極的なスタンスではなく、もっと能動的に、積極的に環境保全のための環境評価を行っていただきたいと思います。豊洲の土壤汚染でも、有機ハロゲンの一種であるベンゼンが大きな話題になりました。水と空気のきれいな美しいまちを守っていくという観点からも、評価書作成の前に、ぜひ「有機ハロゲン物質」などの追加調査をお願いいたします。</p> <p>参考として「藤沢市北部環境組合(藤沢市)」と「ふじみ衛生組合(三鷹・調布)」の事例をご紹介します。実際に藤沢市北部環境組合のクリーンセンターでお話を伺ったところ、ダイオキシンとかなり相関性の高い前駆体(ダイオキシンになる前の物質)を24時間連続監視することで、ダイオキシンの発生予測が可能となっているそうです。さらに、実際にモニタリングした数値はクリーンセンターの入口のパネルに常時表示されており、見える化されています。モニタリングした数値は、市民の安全に寄与しているだけでなく、プラントの運転状態の把握にも利用できるとのことでした。</p> <p>ふじみ野衛生組合では、近隣住民の方の意見をもとに、環境モニタリングの情報を掲示し、積極的な見える化を行っています。掲示場所はクリーンセンターだけでなく、組合のホームページと市役所内でも行われており、近隣住民の方の安心に一役買っており、好評だそうです。穂高広域施設組合ではクリーンプラザふじみの施設見学を行っているそうですので既に御存じの内容だと思いますので、このような取組も参考にしていただき、是非積極的に取り入れていただきたいと思います。ホームページの見やすさや情報の充実ぶりなど、見習うべき点は他にもたくさんあると思います。住民目線に立ったサービスの提供も組合の大事な事業の一環ではないでしょうか。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="728 646 1041 885" style="text-align: center;">  <p>(北部藤原組合の公害監視ゲータパネル)</p> </div> <div data-bbox="1075 646 1355 885" style="text-align: center;">  <p>(ふじみ衛生組合がホームページの一部を抜粋) ふじみ衛生組合のサイト (http://fujimiseiikumiai.jp/)</p> </div> </div>	<p>・有機ハロゲン化合物については、法令、基準値等が確立されておりませんので、モニタリングを実施する予定はありません。また、法改正及び指針等が出され必要となった場合、実施に向けて対応していきます。</p>
5	第4章	第6節 水質	p4-6-5	<p>水質のダイオキシン類においては基準値を超えてはいないものの、国の定めている基準値と比較しても高めの予測値が出ている。水の場合には大気中に放出された浮遊粒子状物質が落ちて、そこから水源や河川に流れ出すことによって高くなるのでしょうか。もしそうなら、排ガス中のダイオキシン類の飛散状況をしっかり把握することが水質の保全にもつながると思います。大気と水質をセットで監視していく必要があると思います。</p>	<p>・水質のダイオキシン類の濃度には、浮遊している土壌粒子が大きく影響していると考えられます。土壌のダイオキシン類は、ごみ焼却施設の排ガス由来以外にも、野焼き由来、過去に使われた農薬由来が想定されます。</p> <p>・排ガス中のダイオキシン類の低減は重要であり、排ガスの監視も行いますが、大気質への影響はごくわずかと予測されるため、農地由来の水中の浮遊物質が多い状況では、水質のダイオキシン類の監視までは行わない計画です。</p>
6	第4章	第16節 廃棄物等	p4-16-4	<p>「今現在、最終処分場を持っていないが、燃やした後の処理をどうするのか。適正に処理すると資料に書かれているが、適正とはどこでどう処理するのか」という質問が上がりましたが、「秋田の民間処理施設に処理を委託している」という回答でした。もし、秋田の業者が受け入れられなくなったらどうするのでしょうか。契約は単年度更新とのことで突然契約を打ち切られたら大丈夫なのか、自然災害などの不測の事態で急遽受け入れが不可能となった場合はどうするのかという問いにも、「先方をお願いしているから大丈夫です」という曖昧な回答に終始していました。お願いしているから大丈夫ではなく、想定外の状況についてはきちんと具体策を準備しておいてほしいと思います。そして、長野県から秋田県までの遠距離運搬によって発生するCO2や環境汚染、コストの問題点などを鑑み、早急に最終処分場の整備を行ってほしいと思います。この点に関して、省エネ大作戦などの温暖化対策に力を入れている長野県として、どのようなお考えをお持ちでしょうか。他県への依存は運搬時に更なる環境汚染を生み出します。長野県全体として、最終処分場についてどのような方針で進めていらっしゃるのか、見解と今後の方向性についてお考えをお聞かせください。</p>	<p>・現在、県内1カ所、県外1カ所の民間最終処分場へ委託しております。今後は、リスク分散を図るため、委託先を増やす方向で進めています。</p>

7	第4章	第16節 廃棄物等	—	<p>説明会の席で、「原発事故などで出る指定廃棄物などの汚染された廃棄物は、今後も一切受け入れることはない」と、はっきり断言していただきましたが、それが今後もほごにされることのないよう、しっかりと公の書面にて明記し、公開していただきたいと思います。さらには、他の自治体のごみの受け入れをしなければならなくなった場合には、そのごみの出どころと汚染状態などをチェックし、安全性を確認した上で受け入れるということも明記していただきたいと思います。指定廃棄物については、一地方自治体や、一組合が受け入れないと決められるようなことなんでしょうか。今後、国からの強い要請により、県が受け入れ容認の方向性を示し、各自自治体に受け入れを促すということはないのでしょうか。そのあたりの県のスタンスや考え方などもお聞かせいただきたいと思います。</p>	<p>・ご意見をいただいている指定廃棄物は、2011年3月の原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、一定濃度を超えて含まれているもので、環境大臣が指定したものが指定廃棄物になると認識しております。2012年1月施行の放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任で、発生した都道府県内で処理すると定められておりますので受け入れることはしません。</p> <p>・他の自治体等のごみの受け入れについては、要請を受けた場合は地元への報告及び協議を行い、その他必要な手続き等を行い対応していきます。</p>
8	第4章	第16節 廃棄物等	—	<p>今後、将来的にごみが減っていくというお話でしたが、その根拠となる予測データを示していただきたいです。24時間連続稼働を目指す施設ということであれば、ごみの減少予測値データによって、その処理能力に応じた規模が変わってくると思います。例えば、人口の予測推移とごみの排出量の予測をグラフ化し、見える形で示していただきたいと思います。</p>	<p>・ごみの量の将来予測は「一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月）において、施設規模の設定は「新ごみ処理施設整備基本計画」（平成28年3月）において実施しております。いずれも組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。</p>
9	第4章	第16節 廃棄物等	p4-16-4	<p>説明会の最終処分場に関する質問の際、組合からの回答は「最終処分場は現在持っていない。現在は秋田の民間処理施設に処分を委託している」という説明がありました。受け入れ先が災害等で有事になった場合の受け入れの一時停止等、搬出が行えない状況が起こった際、どういった対応を想定しているのかという質問に対しても、委託を継続していくので心配ないという回答でしたが、昨今の自然災害の状況を見ても想定外の範囲をはるかに超える状況は起こり得るものだという認識が常識になりつつあります。今年の夏には秋田でも豪雨災害があり、大曲の花火大会が辛うじて行なわれたことは記憶に新しいニュースです。あくまでも委託に頼るのであれば、委託先の受け入れが不可能になった場合の委託先の確保や有事協定なども含め、さらに明確な今後の見通し、計画をお聞かせいただきたいと思います。</p>	<p>・現在、県内1カ所、県外1カ所の民間最終処分場へ委託しております。今後は、リスク分散を図るため、委託先を増やす方向で進めています。</p>
10	第4章	予測数値等	—	<p>「守るべき基準が守られることが前提になるが、評価書で出されている数値に問題がなければ大丈夫」ということでした。しかし、ここで一番心配なのは、守るべき基準が本当に守られているかどうかということだと思います。適正な運用がなされているかどうかを、どのように監視するのでしょうか。プラントの性能だけを見て、基準をクリアしているから大丈夫という、そういう話ではありません。焼却するごみの性状によっても発生する排ガスの成分などは変わってくるはずですし、プラントの不具合などで汚染物質が突発的に発生することもあり得ると思います。機械ですから、不測の事態は必ず起こり得ます。これらの点において、安全・安心をどのように担保しているのかが全く示されていません。性能試験をクリアしたから大丈夫ではなく、運用段階で基準が守られているかどうかをどのように監視していくのか、組合側が事業主体としてきちんとモニタリングするべきだと思います。「基準値を守ってください」とお願いしているから大丈夫ですという、性善説に基づいた話ではなく、安全・安心な運転の管理方法やチェック体制を、具体策を持って示していただきたいと思います。</p>	<p>・運転時の監視は、常時監視と定期検査により行います。</p> <p>・常時監視する項目は、排ガス関係では、温度や流量の他に、ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物濃度、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度です。また、集じん器のろ布の破損状況も監視します。</p> <p>・定期検査は、排ガス測定（年6回）、騒音・振動、悪臭測定（年1回）です。</p> <p>・詳細は要求水準書に定めており、組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。</p>
11	第5章	第2節 大気質	p5-3, 7, 8	<p>環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。 <施設の稼働に伴う大気質（水質・土壌も同様）> ・既に記載されている「排ガス濃度の低減」に（計画値の設定）を追加して頂きたい。 ・大気汚染物質の連続測定の実施（有機ハロゲン物質も対象） ・平準化した運転の施行</p>	<p>・大気質に係る、排ガス濃度等については、廃棄物処理法及び大気汚染防止法等関連法規を遵守していきます。</p> <p>・排ガス濃度等の連続測定は、自動連続装置を設置し、連続的に測定し、かつ記録していきます。</p> <p>・運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行ってまいります。</p> <p>・土壌については、施設周辺のダイオキシン類の測定を、大気中のダイオキシン類の測定と交互に実施しておりますので、今後も継続して実施していきます。水質のダイオキシン類の監視までは行わない計画です。</p>

12	第5章	第2節 振動、 低周波音	p5-5, 6	<p>環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。</p> <p><施設の稼働による振動および低周波音の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音および低周波音発生機器の適切な防音対策 ・作業時間の厳守 ・機器類の定期的な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・振動対策として、振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設ける等施設への振動の伝播を防止する措置を講じていきます。さらに、低周波振動についても十分に配慮していきます。 ・騒音対策として、著しい騒音が発生する機械設備は、低騒音型の機器を積極的に選定することとし、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に洩れないようにしていきます。また、排風機・ブロワ等の設備には消音器を取り付ける等、必要に応じて防音対策を施した構造としていきます。 ・作業時間の厳守については、原則、組合管理規則を遵守していきます。 ・運営事業者は、本施設の機能を維持するために必要な点検・保守を行うとともに、補修・更新等の履歴を事業期間中にわたり電子データとして残し管理していきます。
13	第5章	第2節 悪臭	p5-6	<p>環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。</p> <p><施設の稼働に伴う悪臭></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な排ガス処理の実施 ・投入扉の設置（投入時の開放：自動式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う悪臭に関する環境保全措置として、 ○適切な排ガス処理の実施 ○投入扉（自動式）の設置 <p>を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な排ガス処理の実施は既に記述していますが、投入扉の設置については、評価書の第4章第5節「悪臭」及び第5章「総合評価」に環境保全措置として記述します。
14	第5章	第2節 水象	p5-7	<p>環境保全措置に以下の内容も追加実施して頂きたい。</p> <p><工事・施設の稼働に伴う水象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水水位モニタリングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の事後調査として、敷地内での地下水水位のモニタリングを行います。評価書の第4章第6節「水象」及び第5章「総合評価」に環境保全措置として記述します。 ・施設の稼働時については、現在の施設よりも取水量が少なくなり、地下水への影響は小さいと予測しているため、モニタリングは実施しない計画です。
				<p>事業主体である穂高広域施設組合（以下「本組合」という）は、本準備書の内容だけでなく、本質的な環境保全制度の趣旨や、関連する県条例・技術指針・説明会実施指針などの理解が浅く、住民や関係自治体などへの対応（情報周知や意見聴取など）が不十分な状況となっている。このままでは、適正な事業遂行がなされないという懸念があることから、環境保全全般に係る根本的な環境保全措置として、県による本事業者への教育的指導・監督を実施していただきたい。</p> <p>本組合の対応に関する具体的な事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の環境保全等に関する住民等からの質問や環境技術の情報提供等に対し、「事業はDBOだから、委員会や建設会社、運営会社がやるので組合では対応しない」というスタンスで、事業者としての説明を行っていない。（DBO事業の理解不足と無責任体質を感じる） ・本組合のHPも関連情報が著しく不十分で、関係自治体への説明もないため市役所へ問い合わせても門前払いされる。（説明会関係の情報も不十分で、事業そのものを知らない市職員も多い） ・今回の準備書説明会でも、説明のほとんどを調査会社にお任せの状態であり、事業者である組合の主体性をほとんど感じない。（事業者への不安を感じた参加者の意見も多かった） <p>*組合の周知不足で、これまで開催された説明会は参加者&意見がないという状況だったことから、準備説明会は当方が独自に周知して参加者を募り、環境意識の向上を図ったという状態にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価関係については、長野県環境影響評価条例に基づき実施してまいりました。今回の環境影響評価準備書説明会の開催についても、関係市町村及び組合組織市町村の広報誌掲載及び開催を周知させるための適切な方法としてホームページでのお知らせを実施してまいりました。

15 全般 環境保全措置

参考①：上伊那広域連合新施設整備関連資料抜粋
 公設民営である「DBO方式」について、これまで調査した同種の事業者にも理解不足の方が多かったことから、先事例である上伊那広域連合の情報を抜粋して転載します。

事業方式別公共・民間の役割分担

項 目	公設民営方式			民間民営方式 (PFI方式)		
	公設民営方式	公設+民間 官民連携 官民連携方式	公設+民間 官民連携 官民連携方式	民間民営方式 (PFI方式)	民間民営方式 (PFI方式)	民間民営方式 (PFI方式)
民間参入率	中	中	大	大	大	大
計画決定	公共	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	民間	民間	民間
設計・建設	公共	公共	公共 民間	民間	民間	民間
運 営	公共	民間	民間	民間	民間	民間
運営モニタリング (運営期間中)	—	公共	公共	公共 民間	公共 民間	公共 民間

DBO方式を採用する理由は、自治体の事情により様々であるが概ね下記の理由が挙げられる。1プラントメーカーに施設の建設・運営を委ねるPFI方式に比べ、自治体が施設を建設・所有することにより地元など施設周辺の住民に対して信頼を得やすい。また、民間事業者が施設を運営していくことに対しては、周辺住民に不安を与える場合がある。先事例では公共が事業運営の内容を細かくチェックするモニタリング体制を構築し、住民不安の解消を図っているが、安全性への信頼度は安心につながるものであり、何よりも重視されるべきものである。

参考②：県の説明会実施指針抜粋
 主旨：この指針は、事業計画協議の過程で周辺地域を対象に行う説明会の実施方法に関するものです。この指針の趣旨に违背した説明会は、形だけのものであり条例の趣旨にあったものとは認められないとして、再度説明会を開催すべきこと等の勧告・公表をすることがあります。なお、事業計画協議対象外の案件であっても地元住民等関係者への説明は非常に重要であり、この指針の趣旨に添って誠実に説明を行うことが求められます。

説明者：原則として、事業計画者本人(法人にあっては代表者又は代表権を有する役員)とする。ただし、技術的・専門的な事柄について必要があるときは、使用人、コンサルタント、プラントメーカーの従業員等に説明を行わせることができる。

16 全般 DBO方式

環境保全の観点に立って徳高広域施設組合(以下、組合)のスタンスを見たときに、DBO方式のデメリットが出ているように感じられました。DBOは民間の知恵やノウハウを生かしコストの低減を図る上でもよいシステムだと思います。細かな仕様を指定せず求める施設内容やサービスの水準のみを指定する性能発注により、民間の創意工夫を生かした効率的な建設工事が可能となるのはとてもよいメリットだと思いますが、反面、事業主の主体性が薄れ、ともすると民間企業に任せっきりという「丸投げ」に陥りやすいというデメリットを感じます。DBOといえども、あくまで建設主体は事業者(発注主体)の組合であり、民間はあくまでも請負です。発注主体である組合が、しっかりした環境保全の意識を持って施設の環境保全対策の水準を具体的に指示しなければ、請負の民間企業は基準値を超えなければよいというスタンスで、コストの削減を第一に考えたプラントの設計になりがちのはずです。提案する側が指示しなければ、具体的な環境保全のための方策が盛り込まれるとは思えません。にもかかわらず、運用段階の環境保全対策に対する組合の回答は、「事業者が決まらないと、どういう設計になるかわからない」という相手任せな発言が散見されました。このような姿勢は、あきらかに主体である組合の不勉強や当事者意識の欠如による「丸投げ」体質の現れだと思います。環境保全の観点に立って、どのように安全・安心のための担保を取っていくのか、当事者意識を持って主体的に指示するなどしてほしいと思います。説明会において、組合側から大気質の監視について「排ガスなどを量って監視するのではなく、出さない施設を作るということをやっている」という言葉が聞かれましたが、本当にそのようなことは可能なのでしょうか。どんな高性能なプラントでも、機械は機械です。故障や不具合もあり得ますし、燃やすごみの性状によっても出てくる有害物質は変わってきます。そもそも有害物質を出さない施設を目指すのは当然のこととして、それが守られているかどうかはしっかり監視する義務が、組合側にはあると思います。以上の点を踏まえて、まずは組合側が高い環境保全の意識を持ち、プラントの設計だけではなく実際に運用が始まってからの監視もしっかりと行っていただきたいと思います。

・施設の運営管理については、要件を定めており、運営業務の報告等についても、運営事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営業務の報告を行うこととしております。
 ・詳細は要求水準書に定めており、組合ホームページで公表しておりますので、ご覧いただけます。

17	全般	説明会	—	<p>この手の説明会では、まず事業主体の組合から一通りの内容説明があり、専門的な知見の必要な質問に対してはコンサルの方が回答するというのが基本であり、コンサルの方はあくまでもオブザーバー的な役割を担っていると思っていましたが、今回の説明会では、準備書の内容説明を組合で行わず、全てコンサルの方にお任せしていました。市民の側からすると、自分たちが管理運営責任のあるプラントについて、住民に簡単な説明ができる程度の知識は持っておいてほしいと思います。説明会の会場で「今回の事業全体において、事業者自らが説明できる程度の専門知識を持っているのか」という質問をさせていただきましたが、「はっきり言って、専門的なことは説明できない」という回答でした。「施設運営の総務関係(予算管理、業務全体の把握)はできるが、組合は一切説明できない。環境影響評価の説明はコンサルに委託している」というのがその理由でしたが、それは委託ではなく丸投げです。そのような姿勢に住民側は不安を感じます。普段、自分たちが常駐しているプラントのことなのに勉強する気がないのか、そのような人たちに管理を任せておいて大丈夫かと、とても不安に感じました。まずは当事者である組合が運営管理者の責任に基づいて、評価書の内容を自らの言葉で説明できる程度には理解してほしいと思います。そうでなければ、委託先の提案に対してチェック機能が働かないと思います。それでは環境は守れません。この辺りのことは、組合だけではなく県の指導内容も不十分なのではないかと思いました。是非、県としての見解も、あわせてお聞かせください。</p>	<p>・環境影響評価については、方法書の作成をはじめ、現況調査から準備書の作成等、委託業者に行っていたいておりますので、詳しい説明等についても委託業者に行っていたことが最善と判断しております。</p>
18	全般	説明会 情報公開	—	<p>今回の準備書説明会に参加させていただいたきっかけは、新ごみ処理施設の概要が知りたくて安曇野市役所を訪ねたところから始まりました。市役所の廃棄物対策課を訪ねてお聞きしたところ、組合は独立した組織なので詳しくは直接組合を訪ねてください。喜んで見学させてくれるはずですよという案内を受け、期待しながら訪問希望の電話をしたところ、意に反して「来てもらっても話すことはないです」と、見学のものを断られてしまいました。その後、数回にわたり電話とメールでやりとりをさせていただきましたが、満足いく説明や回答は得られませんでした。組合の責任者は組合長である安曇野市長です。市民に対してきちんと説明もしてくれないような組合の実態を組合長にもぜひ知ってもらいたいと思い、後日、安曇野市役所の廃棄物対策課を再訪したところ、「市と組合とは全く関係がない。よって、新施設に対する情報も全く知らない。市はごみを回収しているだけだからアセス説明会にも出席しないし、説明会の日程すら知らない」と言われ、とにかく知らぬ存ぜぬの一点張り。不安や不満を抱いている市民に対して、市として説明義務を果たす気はないのかと質問したところ、「市民の声といっても、新施設に対して意見を言ってくる市民はあなたしかいません。一市民の声には対応できかねます」と言われました。余談ですが、市と組合はまったくの別組織で情報のやりとりは一切ないことと終始言い続けていたにもかかわらず、市の職員は私の名前を知っていました。市の窓口で一度も名乗っていないのにです。問いただしたところ、市の職員は組合側から私の名前を聞いたと言っていました。もし本当に関係がない組織であれば、これはあきらかに個人情報漏えいです。このようなこと1つとっても、組合の体質には疑問を抱かざるを得ません。以上のようなことがきっかけとなり、説明会に参加させていただくことになりましたが、素人の私に対する回答すら満足にできないような組合の態勢には、本当に不安を覚えます。専門家レベルとまではいいませんが、せめて住民に丁寧な説明ができるくらいには事業に興味を持っていただきたいと思います。あわせて、説明会などの告知はもっと大々的に行っていただきたいと思います。地元住民への説明会は小さな公民館で行なわれたお正月明けの集会だったようですが、その告知などはネットのどこを探しても存在していませんでした。市のサイトや広報にも情報はなく、地元の狐島組合の回覧板レベルで情報共有がなされたものと思われる。最後に、勘違いしないでいただきたいのは、私はこの施設の建設そのものに反対する気持ちは全くないということです。ごみ焼却場は必要な施設だと十分わかった上で、環境保全の対策と地域住民の安心を担保する施設にしたいだけなんです。長くなりましたが、意見としてお聞き届けいただき、回答と対策をお願いいたします。</p>	<p>・環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書の説明会の案内は、組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせしております。安曇野市は、組合の管理市であるため、安曇野市の廃棄物対策課とは必要な事項についての情報交換を行っております。</p>
19	全般	情報公開	—	<p>環境保全の意識を広く啓蒙する必要性からも、説明会の告知や関連情報の公開をもっと積極的に行ってほしいと思います。「今回の説明会のやりとりはどのように情報公開されるのか」という質問に対して、ホームページで公表する予定はない。知りたい方は情報公開請求してくれば情報提供するという回答でした。最終的には情報発信のあり方について、ホームページの掲載も含めて検討しますと改めていただきましたが、これでは本当に住民説明を果たす気持ちはあるのか甚だ疑問です。組合の情報公開は安曇野市の条例に基づいており、「オープンで行なった会議の会議録については、いちいち情報公開請求しなくても見たいと言えばコピーを出さなくてはいけない」となっているそうなので、きちんと公開してほしいと思います。説明会の案内も広報に小さく掲載されているだけで、実際に施設のある安曇野市のホームページには掲載がなかったように記憶しています。もっと積極的に情報の公開や説明責任を果たすことで、地域住民の環境保全意識の醸成を図っていただきたいと思います。</p>	<p>・平成29年9月25日に実施しました、環境影響評価準備書の住民説明会の状況は、組合ホームページに掲載させていただきました。なお、説明会の開催案内等は組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせしております。</p>

20	全般	情報公開	—	<p>説明会の際に質問をさせて頂きましたが、今回の説明会での質問や回答など、どんな事が話し合われ、話題となったのか、ホームページへの掲載など、より多くの人たちが情報に触れやすくする情報発信をしてほしいと思います。説明会に参加できなかった人たちが後日見聞きできる仕組みとして、インターネットのホームページを通じて情報を公開する予定はあるのかを尋ねました。穂高広域施設組合の方からは「検討します」との回答を頂いたかと記憶していますが、今の時代、インターネット上での情報公開は簡単で最も低コストな仕組みです。ホームページ上での情報公開は当然の取り組みとして、更にネット弱者に向けた対応として広報やチラシのポスティングなど、紙媒体を用いた手段を検討していただき、今回の説明会の内容にかぎらず、組合の取り組みについてより知る事の出来る仕組みを早急に整えて欲しいと思います。当日の会場には10名程度の出席者しかおらず、説明会が行なわれていたことすら知らない人がほとんどだったのでしょう。せっかく有意義な内容の質疑応答が行なわれていても、参加しなければ聴くことができないのでは情報の扱い方としてとても勿体無いと思います。説明会に参加した後に、どのような情報発信がなされていたかをリサーチしたところ、以下の広報を見つけることができました。説明会の開催日時や新ごみ処理施設が建設される経緯についてが簡潔に記載されており、どの年代層が読んでも理解しやすい内容だと思えます。ここまで簡潔には言いませんが、今後の情報発信として、準備書の多くを占める専門的な数字や用語を簡略化し、どの年代の方が読んでも理解できるようにまとめたものが広報などに掲載されるといいなと思えました。</p> <p>*2017年8月16日付「広報あづみのP2～3」 参考URL https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/27278.pdf</p> <p>ただし、この広報のページを発見するのはインターネットでの検索にある程度の知識や慣れが無ければ相当見つけにくいと思えました。もし今回の新炉の計画のことを知りたいと思ったら、まずはクリーンセンターのサイトを開いて調べたいと思います。そういう意味からも、もっと簡単に情報が取得できるよう、組合のホームページに整理して掲載するなどの工夫は最低限必要なことだと思います。自治体まかせだけでなく、組合がもっと積極的に情報発信を行ってほしいと思います。</p>	<p>・平成29年9月25日に実施しました、環境影響評価準備書の住民説明会の状況は、組合ホームページに掲載させていただきました。なお、説明会の開催案内等は組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせをしております。</p>
21	全般	役割	—	<p>私自身施設の建設に反対しているわけではありません。きちんとしたごみ処理施設や適切な処置の仕組みがあるから日々の生活で環境衛生が保たれ、清潔で綺麗なまちづくりが行われていると私は考えています。その中で重要な役割を担う新たなごみ処理施設が、広い地域、長い期間を経て建設されるのであれば、より多くの人々がその計画を知り、興味を持ち、様々な立場から意見を述べる機会や場は、より開けているほうがいいと考えます。誰も知らないうちに進めるのではなく、みんなに知ってもらった上で、理解を得て進めていくことが、より良い環境事業の取り組みではないかと思えます。</p>	<p>・平成29年9月25日に実施しました、環境影響評価準備書の住民説明会の状況は、組合ホームページに掲載させていただきました。なお、説明会の開催案内等は組合ホームページ及び関係市町村の広報誌等でお知らせをしております。</p>